

### 二次医療圏に関する国の考え方

- (1) 二次医療圏とは、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められる単位。  
(医療法施行規則第30条の29)
- (2) 国は、平成29年3月発出の第6次医療計画の作成指針において、
  - ①人口規模が20万人未満
  - ②流入患者割合が20%未満
  - ③流出患者割合が20%以上のすべてに当てはまる場合には、都道府県が設定の見直しを検討することとした。
- (3) また、地域医療構想策定ガイドランにおいては、地域医療構想の構想区域の設定に当たって、現行の二次医療圏を原則としつつ、人口規模、患者の受療動向、疾病構造の変化、基幹病院までのアクセス時間の変化など将来における要素を勘案して検討するとし、構想区域が現行の医療計画における二次医療圏と異なっている場合、次期医療計画においては、二次医療圏と構想区域を一致させることが適当としている。

### 都の二次保健医療圏の現況

- (1) 都の現行の二次保健医療圏は、人口状況や患者の流出・流入状況等を設定条件として設定しており、変更するだけの大きな変化はみられない。
- (2) これまで二次保健医療圏を基本単位とした保健医療サービスを提供する広範な仕組みづくりが進んでいることに加え、東京都高齢者保健福祉計画においても、介護保険施設等の適正配置の目安となる老人保健福祉圏域を二次保健医療圏に設定し、保健医療及び福祉の連携を推進している。
- (3) 東京都地域医療構想の策定に当たっては、地域包括ケアシステムを構築する区市町村から、病床の確保について様々な要望が寄せられた。都は、平成28年7月に策定した構想において、「地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実」を4つの基本目標の一つとして掲げるとともに、病床の整備についても、住民に身近な基礎的自治体である区市町村の意見や、病床機能報告の結果などを参考にしながら、法令等に準拠して基準病床数を定め、地域に必要な医療を確保していくとした。
- (4) また、構想区域は、現行の二次保健医療圏とし、疾病・事業ごとに医療連携を推進する区域である事業推進区域については、柔軟に運用することとしている。

都における二次保健医療圏は、医療法に基づいて設定した現行の医療圏を維持しながら、疾病や事業ごとの取組について地域の実情等も踏まえ、個別に検討し、医療連携を推進する区域を柔軟に運用していく